

# 平成29年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会 会議資料番号1用語集

## 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

※ 具体的には、別添「個人識別符号 資料番号1-⑥（前回の資料）」参照

## 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条

（要配慮個人情報）

第四条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

## 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則第5条

（要配慮個人情報）

第五条 令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

※ 別添『要配慮個人情報 資料番号1-⑦（前回の資料）参照

### 3 個人情報ファイル

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい、いわゆる個人情報のデータベースをいう。

## **4 情報連携**

情報ネットワークシステムを用いて、異なる機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやり取りすることをいう。

## **5 情報提供等記録**

情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかを記録したものをいう。

## **6 条例事務関係情報照会者**

マイナンバーを独自に利用することを条例で定めた事務において情報連携で情報照会をする機関をいう。

## **7 条例事務関係情報提供者**

条例事務関係情報照会者の提供の求めに応じて、特定個人情報を提供する機関をいう。

## 個人識別符号

法律	政令	総務省令	
特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうち政令で定めるもの	細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列		
	顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌		
	虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様		
	発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化		
	歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様		
	手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状		
	指紋又は掌紋		
個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもののうち政令で定めるもの	旅券の番号		
	基礎年金番号		
	免許証の番号		
	住民票コード		
	個人番号		
	発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号	国民健康保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号	
		後期高齢者医療被保険者証の番号及び保険者番号	
	その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号	介護保険被保険者証の番号及び保険者番号	
		健康保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号	
	健康保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号		
	船員保険被保険者証の記号、番号及び保険者番号		
	船員保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号		
	出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号		
	出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号		
	私立学校教職員共済加入者証の加入者番号		
	私立学校教職員共済加入者被扶養者証の加入者番号		
	私立学校教職員共済高齢受給者証の加入者番号		
	国民健康保険高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号		
	国家公務員共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号		
	国家公務員共済組合組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号		
	国家公務員共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号		
	国家公務員共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号		
	地方公務員等共済組合組合員証の記号、番号及び保険者番号		
地方公務員等共済組合組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号			
地方公務員等共済組合高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号			
地方公務員等共済組合船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号			
雇用保険被保険者証の被保険者番号			
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号			

## 要配慮個人情報

法律	政令	省令
本人の人種が含まれる個人情報		
本人の信条が含まれる個人情報		
本人の社会的身分が含まれる個人情報		
本人の病歴が含まれる個人情報		
本人の犯罪の経歴が含まれる個人情報		
本人の犯罪により被害を被った事実が含まれる個人情報		
本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	総務省令で定める心身の機能の障害があることを内容とする記述等	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害
		知的障害者福祉法にいう知的障害
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。)
		治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であること
	本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果を内容とする記述等	
	健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたことを内容とする記述等	
本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等		
本人を少年法第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等		